



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号外  
第31号

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査の結果に基づく措置状況の公表..... 1

## 監査委員

### 栃木県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、栃木県知事及び栃木県教育委員会から、令和4年度包括外部監査結果に対して講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和6（2024）年3月29日

栃木県監査委員	森澤隆
同	鎌形俊之
同	阿部寿一
同	白石資隆

令和4年度包括外部監査結果に対する措置状況

教育の振興に係る事務の執行及び事業の管理について

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第1章 一人一人 を大切に し、可能 性を伸ば す	第3節 栃木県教育振興 基本計画2025の 推進	—	(1)事業評価の 見直しについて	意見	栃木県教育振興基本計画の推進指標は基本施策に対する指標であり、個別事業の指標としての役割を担うが、推進指標と施策・事業の因果関係が判然とせず、改善努力が指標増加にどのようにつながるか判断が難しい。強い因果関係がある事業に明確な目標を設定し、PDCAサイクルを効果的に回すため、事業評価の仕組みを再構築する必要がある。	次期栃木県教育振興基本計画策定に当たって、御意見を踏まえつつ、基本施策の推進指標を検討していく。	教育政策課
第3章 一人一人 を大切に し、可能 性を伸ば す	第1節 人権尊重の精神 を育む教育の充 実 基本施策2	第1項 人権教育指導費	(1)人権に関す る文集「あすへ のびる」の冊子 の管理について	意見	人権に関する文集「あすへのびる」の冊子は、各小・中・高等学校、公民館等に配布され、残部については教育委員会等で保管し、随時必要な時に配布している。各学校に配布される配布数は把握されているが、その他の残部についてどのような要因で配布されたかを管理している。どのようにならば配布されたかを管理することが予算の実効性の観点から重要だと思慮する。冊子について正確な在庫管理を実施すべきである。	御意見を踏まえ、配布月日、配布先、配布部数、残部数を在庫管理表により管理し、在庫管理を是正した。	教育政策課
第3章 一人一人 を大切に し、可能 性を伸ば す	第2節 特別支援教育の 充実 基本施策 3	第3項 学校看護師配置 事業費	(1)看護師配置 の充実について	意見	特別支援学校における医療的ケアは、令和3年制定の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に対する法律」を基本法として、医療的ケアを受けながら不可欠な児童生徒(医療的ケア児)に、必要な支援を行う施策であり、医療的ケア児が在籍する県立特別支援学校に看護師等を配置するなど、制度趣旨に整合した事業が実施されている。 近年、医療的ケア児の増加ペースが著しいことから、引き続き十分な医療的ケアが実施できるよう、看護師配置の充実が必要である。	御意見を踏まえ、安全な医療的ケアを実施できるよう、医療的ケア児の増加に伴い非常勤学校看護師配置人数を増加し、医療的ケアが必要な児童生徒数に応じた適正な看護師を配置した。複数の医療的ケアや人工呼吸器使用などの高度な医療的ケアが必要な児童生徒が増加していることから、医療的ケアの内容も勘案しながら配置した。	特別支援教育課
第3章 一人一人 を大切に し、可能 性を伸ば す	第2節 特別支援教育の 充実 基本施策 3	第4項 特別支援教育振 興費	(1)医療的ケア 体制の充実につ いて	意見	県教育委員会では「県立特別支援学校医療的ケア実施要領」により、医療的ケアの枠組みを定め、実務上の課題解決や各学校の対応能力の向上を図っている。 医療機関外で医療的ケアに携わる体制を整備するため、研修会や協議会では、具体的な状況を想定した対応の検討が行われるなど、事業の合理性が認められる。 近年、医療的ケア児の増加ペースが著しいことから、引き続き十分な医療的ケアが実施できるよう、事業の充実が必要である。	御意見を踏まえ、医療的ケアを実施している13校を対象に、医療的ケア実施体制の整備を図り安全な医療的ケアの実施に努めた。校内検討委員会の設置・運営、運営協議会、担当者会議など県主催会議等を開催し、特別支援学校における医療的ケアの実施状況やその課題等について協議及び情報交換を行い、医療的ケア実施体制の一層の充実を図った。	特別支援教育課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第3章	第3節	第3項 帰国・外国人児童生徒に対する支援事業費	(1)教育支援体制整備事業費補助金の成果報告について	意見	補助金の最大の効果を測るためには補助金を支給したことによる成果の把握が重要であることから、市町からの実績報告において、補助対象経費の実績報告だけでなく、成果報告も求めることが望まれる。	御意見を踏まえ、関係市町から成果報告を求めるとともに、帰国・外国人児童生徒教育研究協議会の協議等を通して、成果の把握・普及に努めていく。	義務教育課 高校教育課
第3章	第3節	第3項 帰国・外国人児童生徒に対する支援事業費	(2)教職員の不足や指導体制が十分でないことへの対応について	意見	外国人児童生徒の多国籍化への対応や担当教職員の指導経験不足を補うため、拠点校同士の情報交換や共有、拠点校から非拠点校への情報提供などを積極的に行うことが望まれる。	御意見を踏まえ、帰国・外国人児童生徒教育研究協議会を実施する際、拠点校のみならず、非拠点校の日本語指導教諭等の参加を促進していく。	義務教育課 高校教育課
第4章	第1節	第3項 ちぎぎ学業費	(1)本事業の更なる推進や発展について	意見	市町教育委員会からの要請により、指導主事等を派遣する際に補充する本事業は、学力向上コーディネーター派遣事業をより効果的なものにするのが期待できることから、ちぎぎ学業費向上推進事業の更なる推進や発展が望まれる。	御意見を踏まえ、学力向上コーディネーターと連携して行う学校訪問により充実したものとなるために、指導主事等を派遣するための支援を実施した。	義務教育課
第4章	第1節	第4項 ちぎぎ学業費	(1)本事業の更なる推進や発展について	意見	退職した校長経験者を学力向上コーディネーターとして登用し、市町教育委員会の要請に応じて県内の各学校に派遣する本事業は、費用対効果が極めて高く、事業を継続することでノウハウの蓄積も期待できることから、更なる事業の推進や発展が望まれる。	御意見を踏まえ、過去の派遣事業の成果と課題を整理した上で、より実効性のある充実した支援に結びつくよう、情報共有等しながら派遣事業を実施した。	義務教育課
第4章	第2節	第2項 子どもの読書推進事業	(1)子どもの読書推進活動の継続的な実施を確保について	意見	子どもの読書推進活動の取組に貢献している読書活動推進の取組に貢献する役割を有しているが、近年は新規募集を行っていないため、指導者の数が今後減少していくことが見込まれる。県は定期的に子ども読書ボランティア指導者の新規募集を実施し、子どもの読書推進活動の継続的な実施を図ることが望まれる。	御意見を踏まえ、子どもの読書ボランティア指導者の認知度の向上及び新規登録希望者の増加を図るために、「子どもの読書ボランティア指導者スキルアップ研修」の受講対象者を拡大した(令和4年度に全5回中2回を公開講座とし、令和5年度も継続した)。また、子どもの読書ボランティア指導者を対象に継続意向調査を実施し、継続希望者の要望等を把握した。	生涯学習課
第5章	第1節	第8項 スクールカウンセラー(会計年度任用職員(パート))	(1)適正人員の確保について	意見	スクールカウンセラー活用事業の目標としての配置計画が達成できておらず、想定した事業効果が不十分なことから、必要な人員を確保し、より一層の成果が上げられるよう、スクールカウンセラーの認知度の向上や募集方法の見直しも含め様々な工夫が必要である。	御意見を踏まえ、社会福祉士等の有資格者の確保に向けて、募集時期を例年より早めるなど是正した。また、募集要項の掲載について、県ホームページに加え、県社会福祉士会及び県精神保健福祉士協会に対して掲載の協力を依頼した。また、令和3年度から、スクールカウンセラー養成研修会を継続して実施しており、県ホームページ等への開催案内の掲載等を通じて、スクールカウンセラーの役割等の周知に努めている。	学校安全課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第5章 未 来を創る 力を育む	第1節 自己指導能力を 育む児童・生徒 指導の充実・基 本施策8	第10項 ネットトラブル 対策事業	(1)監視対象に ついて	意見	ネットパトロールの監視対象を小中学校に拡 大するなど、事業効果の最大化に向けて、県と 市町が協働して取り組むことが望まれる。	御意見を踏まえ、市町における実施状況等を確認 するなど、監視対象の拡大の必要性について検討し ていく。	学校安全課
第5章 未 来を創る 力を育む	第1節 自己指導能力を 育む児童・生徒 指導の充実・基 本施策8	第11項 スクーローロイ ヤーマ活用事業	(1)研修対象の 拡大について	意見	県立学校の管理職及び市町の教育委員会指導 主事を対象とした事例研修会はニーズの高い研 修であることから、市町の公立学校教職員の参 加を可能にするなど、事業効果の拡大に向け て、県と市町が協働して取り組むことが望まれ る。	御意見を踏まえ、市町立学校及び県立学校の教職 員が研修の様子を視聴できるよう、オンデマンド方 式での参加も可能にするなど実施方法を工夫した。	学校安全課
第5章 未 来を創る 力を育む	第2節 社会に参画する 力を育む教育の 充実・基本施策 9	第2項 エネルギー教育 支援事業	(1)実験器具及 び実験材料の学 校間での共有に ついて	意見	高等学校におけるエネルギー教育を支援する ため実験器具及び実験材料を整備しているが、 確保が困難な実験器具及び実験材料を学校間で 共有するなど、実験器具及び実験材料が入手で きなかった学校においても、適切に当該事業を 実施できるよう対策をするべきである。	御意見を踏まえ、各学校の必要に応じて実験器具 等の共有ができるよう検討する。	高校教育課
第6章 豊かな学 びを通し て夢や志 を育む	第4節 いちご一会とち ぎ大会を契機とし たスポーツの推 進・基本施策14	第2項 栃木県スポーツ 協会助成費	(1)(公財)栃 木県スポーツ協 会への支援等につ いて	意見	栃木県は、(公財)栃木県スポーツ協会が実 施する事業のあり方を検討するにあたって、法 人の役割や社会的使命に鑑みて、より効率的・ 効果的な事業展開に向けた助言・支援を行うこ とが望まれる。	法人を取り巻く現状と課題を整理しながら、より 効率的・効果的な事業展開に向けた助言・支援につ いて検討していく。	スポーツ振 興課
第7章 教育の基 盤を整え る	第2節 教育の資質・能 力の向上・基本 施策16	第4項 教職員人事給与 管理費	(2)受験者数確 保の取組みにつ いて	意見	他県では、教員採用試験の受験者数を確保す るために大学推薦による採用試験の一部免除や 試験成績優秀者の奨学金返済の補助等の取組が 行われており、本県においても必要な受験者数 を確保して優秀な人材採用による教育の質を保 つために、試験制度や募集方法の検討が求めら れる。	御意見を踏まえ、今年度実施試験から、大学推薦 特別選考を実施した。 今後、指導力のある優れた人材をより多く確保 できるよう、採用試験の改善に引き続き努めて参 りたい。	義務教育課 高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第2節 教育の資質・能 力の向上・基本 施策16	第12項 教職員人事給与 管理費	(1)受験者数確 保の取組みにつ いて	意見	他県では、教員採用試験の受験者数を確保す るために大学推薦による採用試験の一部免除や 試験成績優秀者の奨学金返済の補助等を実施し ているが、本県でも、事業目的達成に向けた 様々な検討・工夫が求められる。	令和6年度実施の採用試験から、大学3年生を対 象とした特別選考や講師等経験者特別選考を新設す る。今後も採用試験の受験者数を確保するため、引 き続き検討を重ねていく。	義務教育課 高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第2節 教育の資質・能 力の向上・基本 施策16	第12項 教職員人事給与 管理費	(2)採用試験説 明会の実施につ いて	意見	有効性・効率性の観点から、教員採用試験の 受験者数の増大に向けた採用試験説明会の実施 方法や回数等の拡大を検討する必要がある。	受験者数の増大に向けて、オンラインと対面によ る説明会を併用し、回数の拡大と効果的な実施方法 を引き続き検討していく。	義務教育課 高校教育課



章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第7章 教育の基 盤を整え る	第2節 教育の資 質・能 力の向上 基本 施策16	第15項 高等学校 初任者 研修事 業費	(1)非常勤 講師の 確保に ついて	意見	高等学校において新任の教諭が初任者研修を受講するために授業を担当できない場合や、校内での初任者研修を受け持つ指導教員の確保に業を軽減する場合の非常勤講師の確保に修事業が円滑に進められるよう取り組む必要がある。	御意見を踏まえ、非常勤講師を安定して確保するため、電子申請での講師登録方法のさらなる周知を図るなど、人材確保に努めていく。また、各校と連携強化を図り、非常勤講師の配置について、適切になされるよう改善を図っていく。	高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第2節 教育の資 質・能 力の向上 基本 施策16	第18項 特別支援 学校初 任者研 修事業 費	(1)非常勤 講師の 確保に ついて	意見	特別支援学校において新任の教諭が初任者研修を受講するために授業を担当できない場合や、校内での初任者研修を受け持つ指導教員の確保に業を軽減する場合の非常勤講師の確保に修事業が円滑に進められるよう取り組む必要がある。	御意見を踏まえ、非常勤講師を安定して確保するため、電子申請での講師登録方法のさらなる周知を図るなど、人材確保に努めていく。また、各校と連携強化を図り、非常勤講師の配置について、適切になされるよう改善を図っていく。	高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営 体制の 充実 基本 施策 17	第1項 県立学校 統制シ ステム 整備事 業費	(1)システ ム導入 による 業務標 準化に ついて	意見	統制型校務支援システムが対象とする業務の中には、統合化・標準化に馴染まない各学校の独自のノウハウ・個性を反映した資料作成業務が存在する可能性が高いため、システムの導入においては、各校の教育活動の独自性を踏まえ、柔軟性を持った業務の標準化を行う必要がある。	御意見を踏まえ、統制型校務支援システムの更新に向けては、各校の教育活動の独自性を踏まえ、柔軟性を持った業務の標準化が図られるよう検討していく。	教育政策課 高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営 体制の 充実 基本 施策 17	第2項 補習等 のための 指導員 等派遣 事業	(1)人員不 足につ いて	意見	スクール・サポーター・スタッフの目標として配置計画が達成できておらず、想定した事業効果が不十分なことから、必要な人員を確保しより一層の成果が上げられるよう、様々な主体を活用し周知するなど募集方法を工夫する必要がある。	令和5年度から、間接補助により各市町教育委員会が実施主体となる教員業務支援員配置事業の助成を行い、教職員の負担軽減を図っている。引き続き、引き続き、市町教育委員会との連携を図りながら、働き方改革に資する教員業務支援員の継続的な配置、人員の確保等に努めていく。	義務教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営 体制の 充実 基本 施策 17	第7項 メンタル ヘルス 事業	(1)過年度 のストレス チェク 結果の 活用につ いて	意見	県教育委員会は、各県立学校の職場環境改善の取組を支援するとともに、過年度のストレスチェック分析結果を有効活用して、職場環境改善につながる施策を講じる必要がある。	御意見を踏まえ、ストレスチェック分析結果を踏まえた職場環境改善について、教職員代表や人事担当課長、学校設備整備担当課長が委員になっている総括安全衛生委員会等で検討していく。	学校安全課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営 体制の 充実 基本 施策 17	第7項 メンタル ヘルス 事業	(2)スト レス要 因の把 握につ いて	意見	ストレスチェックテストでは把握できないストレス要因について、産業カウンセラー一面談の結果を集団分析するなど、ストレス要因を多角的に検証し、職場環境を改善していく必要がある。	産業カウンセラーとの面談の中では、高ストレス状態が長く続いているか等を確認し、学校の産業医等との面談指導の中では、季節的な原因などのストレス要因の把握に努めている。御意見を踏まえ、今後とも様々なストレス要因を見逃さないよう、産業カウンセラーの面談結果を踏まえて、産業医が面接指導することにより、効果的な職場環境改善につなげていく。	学校安全課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営体制の 充実 基本施策 17	第18項 教員業務支援事 業	(1)教員業務支 援員の確保と定 着について	意見	事業の目的である教員の本業業務の支援が着実に実行できるよ様に、県教育委員会は引き続き教員業務支援員の確保と定着に取り組む必要がある。	御意見を踏まえ、教員業務支援員の安定的な確保に向け、募集等を含めて学校との連携強化に努めていく。また、関係機関との協力を継続し、支援員の職場に対する働きやすさの把握に努め、支援員が力を発揮できる働きやすい職場環境作りを引き続き推進していく。	高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営体制の 充実 基本施策 17	第19項 地域部活動推進 事業(文化部)	(1)休日の部活 動の地域移行に 対する理解の促 進について	意見	地域部活動推進事業(文化部)は、学校の働き方改革の一環として行われている事業であり、令和5年度からは休日の部活動の段階的な地域移行が始まる。学校部活動や活動場所に移行するためには、部活動の指導者や活動場所を確保するに、部活動の指導者や負担軽減や費用負担などに対する学校関係者や保護者の意識改革や理解を促すための取組が必要である。	御意見を踏まえ、「休日の学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行」普及・啓発資料を作成・配布するとともに、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」をもとに「栃木県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を作成することで部活動を地域移行するための環境を整備し、関係者に対する理解を促進した。	生涯学習課
第7章 教育の基 盤を整え る	第3節 学校運営体制の 充実 基本施策 17	第20項 地域部活動推進 事業費	(1)休日の部活 動の地域移行に 対する理解の促 進について	意見	教員の負担軽減等を目的として、休日の部活動(運動部)を地域に移行するための取組が試行されているが、部活動は学校教育の一環であり、指導の対価は無償であると捉える学校関係者や保護者の存在が、部活動の場を学校に限定している可能性がある。休日の部活動の地域移行を実現するために、教員の負担軽減や費用負担などに対する学校関係者や保護者の意識改革や理解を促すための取組が必要である。	普及啓発資料を作成し配布するとともに、県のホームページにおいて部活動の地域移行に関する内容の充実を図り、地域移行についての理解促進に努めている。また、令和4年度に2市で実施していた実践研究を拡充し、令和5年度は5市において実証事業を実施している。実践研究を実施した中学校からは、地域移行について理解を示す意見が多く出ており、今後も実証事業を拡充していくことで、更なる理解促進に努めていく。	健康体育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第4節 家庭・地域の教 育力の向上、学 校との連携・協 働の推進 基本 施策18	第1項 地域教育総合推 進事業費(社会 教育総務費)	(1)地域学校協 働本部及び地域 学校協働活動の 周知	意見	事業の成果指標として、小・中・義務教育学校における地域学校協働本部カバー率が80%を上回ることであり、令和3年度のカバー率は67.3%であり、市町によってバラツキがある。地域学校協働本部の存在や活動内容の知名度が高くないため、地域住民への理解が進まず地域学校協働本部の設置が進んでいないことかから、広報等により地域学校協働活動の取組の事例や具体的な実践方法を周知することにより地域学校協働活動の理解の向上を図るべきである。	御意見を踏まえ、地域学校協働本部をこれから整備する予定の自治体のガイドドとすために、地域学校協働活動の具体的な取組やポイント、県内事例について掲載した「学校と地域の連携・協働推進ハンドブック」を作成し、関係各所に配布した。	生涯学習課
第7章 教育の基 盤を整え る	第5節 魅力あ る県立高校づく りの推進 基本 施策19	第3項 学校評価の推 進	(1)学校評価の 公表の改善	意見	県教育委員会は、適切な学校評価の実施及び公表が実施されるよう、指導監督を行うべきである。	御意見を踏まえ、学校が組織的にPDCAサイクルの点検を行い、学校ホームページ等で公表することの周知を図った。	高校教育課
第7章 教育の基 盤を整え る	第5節 魅力あ る県立高校づく りの推進 基本 施策19	第4項 県立学校入学者 選抜費	(1)高等学校か らの一日体験学 習実施報告書の 提出について	指摘事項	中止となった一日体験学習についても実施報告書の提出を求めらるべきである。	令和5年度は、全校実施し、全校から実施報告書が提出された。次年度以降中止となった場合には、指摘内容を踏まえ、提出を求めていきたい。	高校教育課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第7章 教育の基 盤を整え る	第6節 学校施設・設備 の整備 基本施 策20	第3項 高等学校運営費	(1)固定経費割 合の増大へのさ らなる対応につ いて	意見	高等学校運営費の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要である。	令和5年度の予算では、固定経費の一部について、必要額を確保することができた。今後も、御意見を踏まえ、事務の合理化等による経費節減と、必要な予算の確保に努めていく。	施設課
第7章 教育の基 盤を整え る	第6節 学校施設・設備 の整備 基本施 策20	第4項 特別支援学校運 営費	(1)固定経費割 合の増大へのさ らなる対応につ いて	意見	特別支援学校運営費の減少及び固定経費割合の増大は進んでいることから、さらなる対応が必要である。	令和5年度の予算では、固定経費の一部について、必要額を確保することができた。今後も、御意見を踏まえ、事務の合理化等による経費節減と、必要な予算の確保に努めていく。	施設課
第7章 教育の基 盤を整え る	第6節 学校施設・設備 の整備 基本施 策20	第5項 県立学校間情報 ネットワークの ネットワーク事 業費	(1)今後の栃木 県立学校間情報 ネットワークの あり方について	意見	統合型校務支援システムがクラウドベースで構築されていることから、栃木県立学校間情報ネットワークはオンプレミス構成を維持することとが合理的か、管理維持コストやセキュリティの面から検討する必要がある。令和5年度に予定されている更新において考慮されたい。	令和5年度の更新においては、セキュリティ面を考慮しオンプレミス構成で更新を行った。引き続き、御意見も踏まえ、ネットワークのあり方を検討していく。	教育政策課
第7章 教育の基 盤を整え る	第6節 学校施設・設備 の整備 基本施 策20	第6項 高等学校パソコ ン教室運営費	(1)職業高校の 端末の削減につ いて	意見	職業系高校のパソコン教室は、タブレット環境では行えない専門のソフトウェアを用いた演習等があるため今後も必要であるが、予算削減のために端末数の削減を計画しているとのことであるため、必要なソフトウェアや利用ニーズを踏まえて、教育の実効性を妨げないような検討を行うべきである。	職業系高校については、利用ニーズを踏まえ、端末等を整備しているところであり、今後も必要なソフトウェアと端末数を検討し、整備するよう努めていく。	教育政策課
第8章 その他の 事業	—	第1項 高等学校等修学 奨励費	(1)周知時期に ついて	意見	高校進学前の中学3年生に対し修学資金貸与の募集チラシを配布することが望まれる。	ホームページの掲載時期を早めるなど、広く周知ができるよう努めていく。	教育政策課
第8章 その他の 事業	—	第1項 高等学校等修学 奨励費	(2)修学資金の 返還方法につ いて	意見	修学資金の返還方法について、県の事務負担軽減及びより確実な回収ができるよう、口座振替利用者を増やすことが望まれる。	従来より新規返還予定者に対し口座振替の案内は行ってきたが、口座振替のリーフレットによる案内や、貸与者募集の案内等にも口座振替の案内を追記するなど、利用者を更に増やすよう努めていく。	教育政策課
第8章 その他の 事業	—	第2項 高等学校等修学 奨励事業費	(1)債権管理に ついて	指摘事項	修学資金の貸付及び返還の管理を行うため、修学資金貸与管理システムを利用し個人別の債権情報を有しているが、適切な債権管理が実施されておらず、債務者の状況に応じた回収業務が実施されていない。	適切な債権管理を実施するため、定期的な催告を行った。また、資料調査については債権委託内容の見直しなど債権回収会社と連携し、調査時期を設定したうえで実施に努めていく。なお、上記の実施に当たり、債権の時効消滅時期や返還状況などを容易に確認し対応できるよう、修学資金貸与管理システムの改修を検討していく。	教育政策課
第8章 その他の 事業	—	第2項 高等学校等修学 奨励事業費	(2)未納債権の 委託基準につ いて	意見	修学資金の未納債権に係る債権回収会社への委託基準を見直すことが望まれる。	これまで1年以上返還がない者について債権回収会社へ債権委託をしていたが、この期間を3月～半年以上とすると早期委託を実施することとした。	教育政策課

章	節	事業名	項目	分類	監査結果(要旨)	措置状況	所属
第8章 その他の 事業	—	第2項 高等学校等修学 奨励事業費	(3)未納償権の 法的手続きにつ いて	意見	回収困難と見込まれる修学資金の未納償権に つき、法的手続きも視野にいれることが望まれ る。	返還未納者宅への臨戸等で資力確認を行い、法的 手続(強制執行等)や不納欠損の基準を設け、実施 に向け検討していく。	教育政策課
第8章 その他の 事業	—	第7項 定通教育振興奨 励費事業	(1)所得税非課 税となる額の確 認について	意見	修学奨励費貸与の支給判定にあたっては、学 校及び高校教育課において、より慎重に申請内 容を確認するよう、審査体制を強化する必要が あると思料される。また、疑義の申し立て制度 について周知できるよう通知書に記載すること が望ましい。	申請内容を学校及び高校教育課において慎重に確 認し、審査体制を強化するように努めていく。また 疑義の申し立て制度についても通知書に記載するこ ととする。	高校教育課